

令和 7 年 6 月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび令和 7 年 5 月 30 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0530 第 2 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）が改正され、令和 7 年 6 月 1 日より適用されることとなりました。
取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

■ 新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D004-2 悪性腫瘍組織検査				
	DNA メチル化検出検査	2500	遺伝子・染色体 100	※

※(16) RAS遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR法によりDNAメチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。

以上